



® 平成30年 9 月 12 日 (水)
No. 14772 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆食品特許のサポート要件(上)……………(1)

☆特許庁 総務部長 審査業務部長 就任挨拶…(9)

食品特許のサポート要件(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・博士(理学) 篠田 淳郎

第1 はじめに

近年、切り餅事件(知財高判平成23年9月7日・平成23年(ネ)第10002号)、ノンアルコールビール事件(東京地裁平成27年10月29日・平成27年(ワ)第1025号)など、食品に関する発明に対する特許(以下「食品特許」)を扱った訴訟が世間の耳目を集めており、食品特許への関心が高まっている。一方で、食品特許は、人が摂取する食品という技術分野の性

質上、味覚試験など人の感覚に依拠した官能試験(アンケート)をもって実施例が構成されることが多く、サポート要件などの記載要件が問題となりやすい。特に、最近、知財高判平成29年6月8日・平成28年(行ケ)第10147号[トマト含有飲料]が、実施例に記載された官能試験の不備について詳細に指摘した点が注目を集めた。

そこで、本稿は、食品特許のうち、官能試験から

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



なる実施例を記載したものに対してサポート要件の充足が争われた最近の事例をとりあげ、官能試験からなる実施例に対する裁判所の判断の傾向につき検討することを目的とするものである。

特許法36条6項1号は、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることを求める条項であり、特許が満たすべき記載要件の一つとしていわゆるサポート要件を規定している。

サポート要件の判断規範としては、偏光フィルム事件(知財高判平成17年11月11日・平成17年(行ケ)10042号)が提示した次の規範が実務上定着しているものと考えられる。

「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであ(る)。」

上記規範からすると、サポート要件を満たすには、明細書の発明の詳細な説明の記載が、特許請求の範囲に記載された発明が課題を解決できると当業者が認識できるように記載されていることが重要となる。発明が課題を解決できるためには、その発明が特有の作用効果を発揮することが前提となるが、食品に関する発明など、化学・バイオ分野に属する発明においては、一般的に発明の構成からその発明の作用効果を予測できないことから、発明を利用した製品等を実際に製造し、あるいは、発明にかかる方法を使用し、特許請求の範囲に記載された発明の作用効果が奏されることを確認した実施例の記載が、サポート要件充足の判断において重視される。

そして、食品特許は、例えば血圧降下作用など、何らかの数値の測定により検出可能な作用効果であれば格別、そうではなく、味覚の改善など人の五感に訴える性質を作用効果として謳っている場合には、その作用効果の確認手段として官能試験が採用されることになる。官能試験からなる実施例は、食品特許に限らず、化粧品、嗜好品、或いはタイヤなどの

種々の技術分野に属する特許においてもみられるが、特に食品特許において官能試験が重要であることから、本稿では、近時(2016年12月から2018年6月までの間)に出された判決のうち、官能試験をもって実施例とする食品特許のサポート要件が争われた事例を紹介することとする。

第2 知財高判平成28年12月6日・平成27年(行ケ)第10150号[炭酸飲料]

1 事案の概要

本件は、特許第4324761号に対する特許無効審判の不成立審決の取消訴訟である。原告が主張した取消事由は、進歩性欠如、サポート要件、実施可能要件及び明確性要件に関する判断の誤りと多岐にわたるが、本稿の目的に鑑みてサポート要件についてのみ触れることとする。

2 特許請求の範囲の記載

無効審判において訂正請求がなされており、訂正後の本件特許の特許請求の範囲の請求項1は、以下のとおりである。以下、訂正後の請求項1記載の発明を「本件発明」という。

「【請求項1】

下記の処方をも有することを特徴とする炭酸飲料：

- (1) 果物又は野菜の搾汁を10～80重量%の割合で含む、
- (2) 炭酸ガスを2ガスボリウムより多く含む、
- (3) 可溶性固形分含量が屈折糖度計示度で4～8度である、
- (4) 全甘味量が砂糖甘味換算で8～14重量%である
- (5) スクラロースを含む高甘味度甘味料を含む
- (6) スクラロースを含む高甘味度甘味料によって付与される甘味の全量が、全甘味量100重量%あたり、砂糖甘味換算で25重量%以上を占める、
- (7) 全ての高甘味度甘味料によって付与される甘味の全量100重量%のうち、スクラロースによって付与される甘味量が、砂糖甘味換算量で50重量%以上である。」

3 本件発明の解決すべき課題

本件発明の解決すべき課題について、裁判所は、